

自動車売払仕様書

1 売払物品について

(1) 売払物品の名称、規格及び数量等

【別紙1】のとおり 合計5台

(2) 売払物品の状況

【別紙1】「程度／状況」欄記載のとおり

2 売払物品の確認について

入札参加希望者は、入札に参加する前に、必ず下記の日程で売払物品の確認を行ってください。

(1) 確認日時

令和8年11月2日（月）から令和8年11月9日（月）までの期間中で入札参加希望者が希望する日時とします。入札参加希望者は、売払物品の確認を希望する日の前日までに5(2)の担当者に連絡し、事前に確認日時の調整をしてください。

(2) 確認場所

宮城県運転免許センター

宮城県仙台市泉区市名坂字高倉6-5

(3) 売払物品確認の際の注意事項

売払物品の確認に当たっては、5(2)の担当者の指示に従ってください。

(4) 自動車検査証は現地で確認可能ですが、写しを提供可能ですので、希望があればお申し出ください。

3 売払いの条件

(1) 見積条件について

売払物品は、別紙1に掲げる車両5台を一括して売り払うものとし、車内の搭載品（ノーマルタイヤ等あり）を含むものとします。

見積金額にはリサイクル料金を含めてください。

(2) 売買代金の納入について

入札の結果、買受人に決定された者は、宮城県が発行する納入通知書により、契約締結の日から20日以内に、最寄りの金融機関で売買代金を一括納入するものとします。なお、これにより難しい場合は5(1)の担当者にお申し出ください。

(3) 違約金について

宮城県は、買受人が期日までに売買代金を納入しなかったときは、支払期日の翌日から支払日まで年3.0%割合で計算した違約金を買受人から徴収するものとします。

(4) 売払物品の引渡について

ア 引渡日時の決定

買受人は、売買代金の納入後直ちに5(2)の担当者に連絡し、売払物品の引渡日時を調整するものとします。

なお、売払物品の搬出は、売買代金の納入日から15日以内に行うものとします。

イ 引渡の方法

買受人は、売払物品の引渡しを受ける際は、当日立ち会う宮城県の担当者に売買代金の領収書（原本）を提示して確認を受け、当該担当者に別添の「物品受領書」を提出した上で、売払物品を搬出するものとします。

ウ 搬出に要する費用の負担

売払物品を搬出する際に必要となる資材費及び運送費など、搬出に要する費用の一切は、買受人が負担するものとします。

エ 売払物品は、現状引き渡しとなりますので、売却後の不調、故障及び損傷等に関する一切の

苦情は受け付けません。売払物品確認期間に状態を確認してください。

(5) 売払物品に契約不適合があった場合の取扱いについて

買受人は、売払物品に契約不適合のあることを発見しても、売買代金の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとします。

(6) 売払いの中止について

宮城県は、買受人が本仕様書に定める義務を履行しない場合は、売払いを中止することができるものとします。

(7) 売買代金の返還について

(6)により売払いを中止した場合において、買受人が既に売買代金を納入しているときは、宮城県は買受人が納入した売買代金を返還するものとします。

なお、この返還金に利息は付さないものとします。

(8) 名義変更手続等について

ア 買受人が売払物品を継続使用する場合は、引取後、速やかに、買受人の責任と負担において、名義変更手続（一時抹消登録を含む。）、自賠責保険等の手続を行うものとします。名義変更手続等の完了後は、一時抹消登録証明書又は自動車検査証の写しを5(1)の担当者に提出してください。

イ 買受人が売払物品を継続使用しない場合（解体等の場合）は、引取後、速やかに、買受人の責任と負担において、抹消登録手続を行うものとします。完了後は、完了したことがわかるもの（登録事項証明書の写し等）を5(1)の担当者に提出してください。抹消登録に伴う還付金が発生する場合は、買受人が受領するものとします。

ウ 売払物品に記載されている名称及びマーク等の表示は、買受人が抹消することとし、抹消後に確認できる写真を提出してください。

(9) 廃棄物の処理について

買受人が売払物品を部品・素材として使用することにより廃棄物が発生した場合は、買受人の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守の上、処理するものとします。

4 その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、宮城県と買受人が協議して定めるものとします。

5 問合せ先

(1) 契約手続に関すること

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 大畑）

電話 022-211-3333

(2) 現物確認等現地対応に関すること

〒981-3117 宮城県仙台市泉区市名坂字高倉65

宮城県運転免許センター（担当 佐々木）

電話 022-373-3601（内線272）

【別紙１】

■売払い車両一覧

No	登録番号	区分	メーカー	車名	型式	初度登録	車検満了	走行距離	程度／状況
1	仙台８００さ６６７８	準中型	日野	デュトロ	TKG-XZU605M	H29. 2	R9. 2. 7	約11,740km	・走行距離はR8. 9時点 ・通常運転に支障なし ・補助ブレーキ装備
2	仙台８００は・４０５	中型	いすゞ	フォワード	SKG-FSR90S2	H25. 1	R9. 1. 24	約11,730km	・走行距離はR8. 9時点 ・通常運転に支障なし ・補助ブレーキ装備
3	宮城８００は・５９８	中型バス	いすゞ	エルガ	KK-LT333J2改	H13. 11	R8. 4. 23	約42,200km	・走行距離はR8. 9時点 ・通常運転に支障なし ・補助ブレーキ装備
4	仙台８００さ３５６１	普通乗用	トヨタ	コンフォート	CBA-TSS13Y	H23. 10	R7. 10. 24	約29,900km	・走行距離はR8. 9時点 ・事故により損壊、自走不能 ・エアバッグ作動済 ・補助ブレーキ装備
5	宮城２２す１６４０	マイクロバス	トヨタ	コースター	U-BB21	H4. 7	R8. 7. 6	約24,940km	・走行距離はR8. 9時点 ・通常運転に支障なし